

平成24年 第1回定例会

政策総務常任委員会 提出資料

◎所管事項

- 1 『みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）（最終案）』に関する意見
への回答（総務部関係） 1
- 2 みえ県民カビジョン・行動計画（案）について（総務部関係） 2
- 3 三重県行財政改革取組（最終案）について
 - (1) 三重県行財政改革取組（最終案）について 別冊
 - (2) 中期財政見通しについて 別冊
 - (3) みえ県有財産利活用方針（案）について 10
- 4 平成23年度包括外部監査結果及び総務部の対応方針について 12
- 5 職員公舎（東紀州世帯用）民活整備運営事業について 18
- 6 審議会等の審議状況について 20
 - (1) 三重県公益認定等審議会

◎議案事項

議案第67号

- 調停の申請について 22

平成24年3月9日

総 務 部

1 『『みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)(最終案)』に関する意見』への回答(総務部関係)

政策総務常任委員会

整理番号	施策名等	主担当部局名	委員会意見	回答
行政運営 2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	総務部	「現状と課題」で、職員の健康度は、徐々に低下してきているとしているが、人材育成において、職員に対してより高い意欲と能力を持つことや、協創のスキルを身につけることを求めていくのであれば、職員の健康度を高めていくために、職員の健康診断の結果をさらに分析し、健康教育や指導などの対策を講じていただきたい。	健康診断結果を踏まえ、就労上の配慮や健康管理医による所属長に対する助言を行うとともに、特に健康リスクの高い職員に対しては、健康管理医による「個別指導」を行っています。 また、健康管理に関する講演会等を実施するとともに、健康診断結果の分析等に基づき、ハイリスク予備軍と考えられる職員等を対象にして研修を実施するなど健康教育や啓発を強化していきます。

2 みえ県民カビジョン・行動計画（案）について（総務部関係）

施策の推進を支えるために

行政運営 2

行財政改革の推進による県行政の自立運営

主担当部局：総務部

めざす姿

地域が、自らの地域を自らの責任で創っていく自主・自立の地域経営が実現しています。また、現場を重視し、自ら課題を発見するとともに、自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲の高い人材が育ち、自ら変革する組織風土が確立され、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

現状と課題

- 県政を取り巻く社会経済環境の変化や厳しい行財政状況に的確に対応するためには、これまでの取組に満足することなく、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。
- 社会情勢の変化や職員アンケートの結果等もふまえ、引き続き職員の意欲や能力の向上につなげる取組を進めるとともに、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力を持った人材を育成することが求められています。
- 職員の危機管理意識は高まってきているものの、実際の行動に結びついていない面もあることから、危機対応力を備えた人材育成をより一層進める必要があります。また、危機の未然防止の徹底を図る必要があります。
- 職員の健康度が徐々に低下してきているため、引き続き心と体の健康づくりの取組が必要です。

変革の視点

社会に起きている大きなパラダイム転換を十分に認識した上で、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進めることのできる「人づくりの改革」や、時代の変化に対応し県民の皆さんに成果を届けることのできる「仕組みの改革」など、行財政運営の改革に取り組みます。

取組方向

- 職員の意欲、責任感や専門性、管理職員のマネジメント能力の向上を図るとともに、時代の変化に的確に対応できる高度な専門性と現場を重視し、「協創」の取組を進めることができるスキルを身につけた人材の育成を進めます。
- 県の政策を推進するにあたり、評価の結果をふまえ、どのように変革・改善するのかを明確にするため、これまでのPDSサイクル（戦略策定・戦略展開・評価）をPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に見直すなど、新たな仕組みを構築します。
- 県政を取り巻くさまざまなリスクに対応するため、未然防止策の実効性を高めるとともに、危機に的確に対応できる人材の育成に取り組みます。
- 職場の安全の確保と心と体の健康増進を図るため、職場での安全衛生管理やメンタルヘルス対策に取り組みます。

平成 27 年度末での到達目標

県政運営の仕組みについては、時代の変化にさらに対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう見直すことで、効果的・効率的な県政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともに、危機の兆候を的確に察知し効果的な対応をとることができる職員が育っています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
行財政改革取組の達成割合	—	100%	「三重県行財政改革取組」における全ての具体的取組のうち達成した取組の割合

主な取組内容（基本事業）

40201 自立的な県行政の運営（主担当：総務部）

効果的・効率的な県政運営をめざして、県の政策を推進するための新たな仕組みや組織体制・組織運営の構築、外郭団体等の見直しなど、行財政運営の改革に取り組みます。また、包括外部監査の結果についても今後の行政運営に反映していきます。

40202 人材育成の推進（主担当：総務部）

環境の変化に的確に対応できる多様な人材の育成や、職員の心と体の健康保持・増進に努めます。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
事務改善取組の実践 （「率先実行大賞」への応募）	41.4%	70.0%	「率先実行大賞」に応募した所属の割合
人材育成に関する達成度	78.1% (22年度)	80.0%	職員の人材育成と研修に関するアンケート結果を数値に換算したもの

行政運営 3

行財政改革の推進による県財政の的確な運営

主担当部局：総務部

めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

現状と課題

■ 雇用経済情勢の先行きの不透明さが増す中、東日本大震災の影響などにより県税収入に多くを期待することが困難な状況である一方、社会保障関係経費や公債費の増加などにより県の財政状況はますます厳しくなっています。今後は、これまでの取組に加え、新たな課題に対応するための財源確保も求められていることから、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。

▷ ■ 個人県民税は、国税からの税源移譲により税収額が増えるとともに、滞納額も増加し県税の収入未済額の約8割を占めるようになりました。個人県民税の収入確保は今後も大きな課題であることから、引き続き市町と連携して滞納整理を進めていくとともに、事業者に対して個人住民税の特別徴収を働きかけるなどの取組を実施していくことにより、収入未済対策を進める必要があります。

■ 県庁舎の耐震化については、本館棟が平成23(2011)年度内に完了することから、次に附属棟の耐震補強を完了させる必要があります。また、財産の有効活用や未利用財産の売却を促進する必要があります。

変革の視点

県民の皆さんが成果を実感できる予算編成をめざして、県民の皆さんに直接サービスを提供する事業を構築する際には、事業の成果が県民の皆さんに届いているのかという視点を明確にするため、具体的でわかりやすい成果目標を設定し、その測定手法を検討します。

取組方向

■ 財政運営にあたっては、事務事業の見直しや事業の「選択と集中」を一層推進し、県債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるとともに、国の政策の動向等にも留意しつつ、財政の健全化を進め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政構造の構築をめざします。また、財政状況や決算等の財政情報を県民の皆さんに提供します。

■ 徹底した課税調査や的確な滞納整理等により、公平で適正な賦課徴収を図り、県民の皆さんが税の重要性を理解し、自主申告、自主納税される環境を整えます。また、市町等と連携し、収入未済額の大半を占める個人県民税の税収確保に努めます。

■ 庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震化工事を計画的に実施するとともに、「みえ県有財産利活用方針」に基づき、未利用資産の売却をはじめ、県有財産の計画的、効果的な利活用を進めます。

平成27年度末での到達目標

平成19(2007)年度以降増加が続いていた県債残高が減少に転じ、財政の健全化が進み、持続可能な財政構造が構築されるとともに、財政に関する県民の皆さんとの情報共有が進み、財政運営の透明性が高まっています。

県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の耐震化が完了し、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。

(新)

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県債残高	8,190 億円 (23 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。

(旧) 2月15日全員協議会提出資料

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県債残高	8,175 億円 (平成 23 年度 12 月 補正予算編成後)	8,171 億円 (26 年度末)	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。

※「現状値」および「目標値」については、平成 23 年度最終補正予算編成後、平成 23 年度末現在の県債残高を反映します。(「県の活動指標」も同様)

主な取組内容 (基本事業)

40301 持続可能な財政運営の推進(主担当：総務部)

一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、過度に県債に依存することのない持続可能な財政運営をめざして、県債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるなど財政運営の改革に取り組みます。

40302 公平・公正な税の執行と税収の確保(主担当：総務部)

納税者および特別徴収義務者が、税に関する重要性の理解を深め、適正に自主申告、自主納税されるよう、公平で適正な賦課徴収を行うとともに、滞納額の縮減に取り組みます。

40303 最適な資産管理と職場環境づくり(主担当：総務部)

庁舎を利用する全ての人々が、安全・安心な環境で庁舎が利用できるよう、計画的に耐震化に取り組みます。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県債残高	8,190 億円 (23 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。
県税の徴収率	96.5% (22 年度)	96.9% (26 年度)	県税の収入額を調定税額で除した率
庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震化率	88.9%	100%	本庁舎と地域総合庁舎の本館棟・附属棟等の建築物(非木造で延べ床面積 200 平方メートルを超えるもの)のうち、耐震基準に適合した建築物の割合

第3節 行政経営資源の見通し

(行財政改革取組)

県民の皆さんと「協創」の取組を進めるには、職員力の向上が必要です。一方、県の財政状況は、県債残高が年々増加する中、歳入面では、県税収入に多くを期待することが困難な状況にあり、歳出面では、公債費や社会保障関係経費の増加が見込まれるなど、さらに一段と厳しくなることが予想されます。県政運営を進める仕組みについても、時代の変化にさらに対応できるよう、また、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう、不断の見直しを行っていくことが必要です。

こうしたことから、「先導・変革」、「自立・創造」、「簡素・効率」の3つをキーワードに、行財政運営の改革に取り組み、「自立した地域経営」を実現することにより、「行動計画」の着実な推進につなげます。

行財政改革の3つの柱として、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持った人材を育てる「人づくりの改革」、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立に向けた「財政運営の改革」、時代の変化に対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができる「仕組みの改革」に取り組みます。

(計画期間中の財政見通し)

この行動計画期間中の県の財政規模について、一般会計の歳出額の合計は、2兆6,801億円程度と推計され、また、歳入額の合計は、2兆6,517億円程度と推計されます。これによる要調整額(財源不足額)は、284億円程度と見込まれます。

県の財政状況がこのような厳しい状況にあっても、計画を着実に実行していく必要があります。そのため、予算編成の中で「選択・集中プログラム」については、行政経営資源を効率的・効果的に投入する観点から、重点的な予算措置を行うなど、メリハリのある取組を行っていきます。

また、あらゆる財源確保に向けた取組を行うとともに、徹底した事務事業の見直しや総人件費の抑制など行財政改革取組に基づき、着実な財政運営を行っていきます。

なお、国の地方財政対策や景気の動向等により、財政見通しが変わる場合もあります。

表1 計画期間中の財政見通し（一般会計）

（単位：億円）

区 分		平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	備 考
歳 出	人件費	2,211	2,251	2,269	2,271	平成25年度は一部管理職の特例的な減額を反映
	退職手当	225	226	242	244	退職見込者数から推計
	社会保障関係経費	861	902	928	966	医療・介護等の増加要因を勘案して推計
	公債費	1,067	1,137	1,188	1,236	過去および将来の発行状況により推計
	税収関連交付金	617	628	643	654	県税の伸び率と連動させて推計
	一般行政経費	1,937	1,802	1,669	1,562	雇用・経済対策等の基金事業の終了を考慮の上、以下により推計 ・公共事業（公共、直轄、県単）→年3%削減として推計 ・施策別財源配分経費等→年10%削減として推計
	歳出計 A	6,694	6,719	6,699	6,690	

歳 入	県税	2,067	2,092	2,150	2,189	税制改正影響分を考慮の上、原則として名目経済成長率により推計
	地方消費税清算金	348	354	363	370	名目経済成長率により推計
	地方交付税 (臨時財政対策債、減収補てん債を含む)	2,015	2,032	2,013	2,007	県税や公債費、社会保障関係経費の伸び等を勘案して推計
	国庫支出金	695	682	658	650	歳出に連動させて推計
	県債	719	682	675	635	歳出に連動させて推計
	その他	850	817	738	713	地方譲与税→原則として名目経済成長率により推計 分担金負担金→歳出に連動させて推計 その他収入→雇用・経済対策等の基金の残高を考慮の上、原則として平成24年度と同程度の水準として推計
歳入計 B	6,694	6,660	6,598	6,564		

要調整額 (A-B)	0	59	100	125
---------------	---	----	-----	-----

年度末地方債残高見込	12,968	13,350	13,682	13,941	
臨時財政対策債等	4,736	5,126	5,497	5,845	※国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないもの
建設地方債等	8,232	8,224	8,185	8,096	参考：平成23年度末現在高 8,190億円（最終補正後）
当初予算計上	691	671	663	624	
補正予算計上	26	26	26	26	
元金償還金	675	705	728	739	

*この試算は、備考欄に示した考え方により試算しています。なお、名目経済成長率については、内閣府試算（平成24年1月24日「経済財政の中長期試算」）で用いられた率を使用しています。

*数値は、四捨五入によるため、各区分の合計と歳出計欄、歳入計欄の数値等が一致しない場合があります。

6

3 三重県行財政改革取組（最終案）について

(3) みえ県有財産利活用方針（案）について

【現状と課題】

- ・ 県有地約 1855 万㎡のうち約 9 万㎡の未利用地の存在。売却困難財産の存在。新たな手法の導入が必要。
- ・ 事業規模の大小にかかわらず、民間資金やノウハウを使って効率的で効果的な公共サービスを図ることが必要。
- ・ 県有建物約 5000 棟のうち竣工後 30 年以上経過する建物の増加による維持管理費用増大の懸念

みえ県有財産利活用方針（取組期間 平成 24 年度～平成 27 年度）

【目的】 保有する県有財産（土地、建物）の経済的で適切な維持と有効活用のため、ファシリティマネジメント（FM）の考え方を踏まえ、歳入確保及び歳出削減の両面から県有財産の総合的・効率的な利活用を図る。

【基本的な考え方】 (1) 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用
(2) 民間活力を活用した財産利活用の推進
(3) 庁舎など県有施設の長寿命化

【取組方針】 (1) ①未利用資産の売却（インターネットオークションへの参加など）売却予定 約5億円
②適正管理（自己点検の実施及び課題を有する財産の把握、個別利活用計画策定）
③財産の有効活用（自販機設置場所貸付、有料広告、公用車への広告など）
(2) ①民間活力を活用した施設整備（PFI的手法を用いた東紀州職員公舎の更新）
②手法の情報共有
(3) ①県有施設適正保全計画（仮称）の策定
②施設の省エネルギー化（省エネ機器への更新、LED照明の導入）
③効率的な管理水準の設定（日常的管理コストの縮減）

【推進体制】 県有財産有効活用等推進会議
マネジメントサイクル（PDCA）の徹底

【意識醸成のために】 FM研修会開催

三重県行財政改革取組

年度毎の実施計画、個別財産の利活用計画

4 平成23年度包括外部監査結果及び総務部の対応方針について

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

(2) 選定されたテーマ

県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について

【選定された理由】

三重県（以下、「県」という。）は損失補償等や貸付を団体に行なっており、その実行可能性や回収可能性によっては、県の財政に大きな影響を与えるものである。

したがって、これらの団体の実質的な財務内容や将来計画などを評価することにより、損失補償等の実行可能性、貸付金の回収可能性を検討することは重要なテーマである。

また、県はこれらの団体に補助金等の財政的支援も行なっており、当該財政的支援が公益上、真に必要な支出であるかを検討することも重要である。

以上のような理由から、「県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について」を監査テーマとして選定した。

(3) 監査対象期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

（ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成23年度予算額も参考とする。）

2 監査の結果

第3「外部監査の結果」において、【結果】が22件、【意見】が30件、合計52件の指摘を受けました。

※ 【結果】とは、法令・規則等についての指摘事項。

※ 【意見】とは、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項。

3 包括外部監査結果の対応スケジュール

	平成 23 年度監査について	(参考)平成 22 年度監査について
監査テーマ	○県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について	○研究開発機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理
平成 24 年 1 月	○1 月 30 日 議会、知事、監査委員へ監査結果報告書を提出 ○監査委員は、包括外部監査の結果報告を公報へ掲載	
平成 24 年 第 1 回定例会 2 月会議	○関係部局が、各常任委員会で平成 23 年度包括外部監査の結果及びその対応方針を報告 ・外部監査の結果 環境、農商、県土、生活・文化、総務	○関係部局が、各常任委員会で平成 22 年度包括外部監査報告に対する対応結果を報告 ・各研究機関の監査結果及び研究所共通の監査結果 健福、環境、農商、出納
平成 24 年 4、5 月		○関係部局の対応結果を総務部が取りまとめ、監査委員へ報告（公報へ掲載）
平成 25 年 第 1 回定例会 2 月会議	○関係部局が、各常任委員会で包括外部監査の結果報告に対する対応結果を報告	
平成 25 年 4、5 月	○関係部局の対応結果を総務部が取りまとめ、監査委員へ報告（公報へ掲載）	

●地方自治法の規定

※ 1 包括外部監査結果の報告（第 252 条の 37 第 5 項）

包括外部監査人は、監査の結果に関する報告を決定し、これを議会、長及び監査委員に提出しなければならない。

※ 2 包括外部監査結果の公表（第 252 条の 38 第 3 項）

監査委員は、監査の結果に関する報告の提出があったときは、これを公表しなければならない。

※ 3 包括外部監査結果対応の公表（第 252 条の 38 第 6 項）

当該監査の結果報告の提出を受けた長は、講じた措置について、監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならない。

平成23年度包括外部監査結果に対する対応方針（総務部関係）について

テーマ 「県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について」

1. 損失補償・債務保証の管理等

（今回包括外部監査実施にあたり財務諸表4表（新地方公会計制度に基づく作成資料）を提出し、包括外部監査人から意見等を受けたもので、概要は次のとおりです。）

貸借対照表における損失補償等の注記事項について

新地方公会計制度に基づく財務書類4表（総務省方式改訂モデル）のうち、平成21年度末貸借対照表の注記事項として、以下の事項が記載されている。

「※2債務負担行為に関する情報 ②債務保証又は損失補償 60,121,126千円」

損失補償等の注記は、一般的に、現時点での債務ではないが（貸借対照表には計上されないが）、将来債務となる可能性があるものとして、財務内容を判断するうえで重要な注記であると考えられる。

現状の注記は、このような損失補償等が601億円もあるという情報である。平成21年度末の貸借対照表の資産のうち、たとえば基金等は908億円、現金預金は335億円であるため、損失補償等の金額についても、その重要性が伺える。

この損失補償等の注記については、次の課題を挙げることができる。

包括外部監査の結果報告書から監査人意見等

(1) 注記金額の正確性について【結果】

損失補償等の注記金額601億2,112万6千円のうち、実際には損失補償等には該当しないもの（債務負担行為のうち「物件の購入等」（注）に係るもの等）が含まれていることなどから、365億1,713万8千円が過大に計上されており、現状の方法による正確な注記金額は、236億398万8千円になると考えられる。

これは、新地方公会計制度における財務書類の作成指針となる「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成19年10月総務省）」（以下、「総務省報告書」という。）などの解釈や債務負担行為の区分の誤り等に起因するものと考えられるが、損失補償等の注記の重要性を鑑みると、注記金額を正確に算定する必要がある。

（注）「物件の購入等」のうちここでいう物件とは、土地をさす。

対応方針

備考

土地開発公社が公共用地の先行取得する場合、県が用地取得費にかかる債務負担行為（「物件の購入等」に係るもの）を設定する一方で、土地開発公社が用地取得のために金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証についても債務負担行為（「債務保証又は損失補償」に係るもの）を設定しています。

財務書類の作成では、この2つの債務負担行為が設定されている場合は注記が重複するため、物件の購入等に係るものみに記載することとされており、債務保証又は損失補償としては計上しないこととされています（作成指針（「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成19年10月総務省）」）。これは県が土地開発公社から土地を買い取ることにより、土地開発公社が県からの土地購入代金をもって金融機関に対する債務を返済することができるからです。

財務書類作成にあたり、この2つの債務負担行為双方とも計上していたことから、債務保証又は損失

総務部

	<p>補償が過大に計上されているとの指摘を受けたものです。</p> <p>今後誤りがないよう、作成の際に部局へ確認するとともに、作成方法をマニュアル化して再発防止に努めます。</p>	
<p>(2) 注記金額についての補足説明の必要性について【意見】</p>		
<p>損失補償等の注記金額は、毎年度の予算上の債務負担行為の限度額の累積額を基に記載されているものであり、当該損失補償等に係る債務の一部が返済されたとしても、限度額が修正されることはなく、実際の債務残高とは異なっているとのことである。</p> <p>「第2県から損失補償等を受けている団体に関する損失補償等の概要」にて記載した金額は債務残高であり、この金額と大きく異なっていることになる。また、前述した財政状況等一覧表や財政健全化法の健全化比率の算出に用いているのも債務残高である。</p> <p>年度末時点において、県が損失補償等の実行により負担を負うリスクがあるのは債務残高であり、債務負担行為の限度額は補完的な情報であると考えられる。</p> <p>同じ損失補償等に関する情報として、大きく異なる金額を開示することは、県民等の利害関係者に対して誤解を与えかねないため、財務書類4表（注記事項含む）において、注記事項の内容について補足的に説明することが望ましい。</p>	<p>総務省報告及び作成方法については、限度額に基づき作成することとなっていることから、注記事項への補足説明について、追記します。</p>	<p>総務部</p>
<p>(3) 附属明細書（債務負担行為明細表）の作成・公表について【意見】</p>		
<p>総務省報告書によれば、債務負担行為の相手先別内訳を附属明細書（債務負担行為明細表）に記載するものとなっているが、現在、県においては、このような附属明細書が作成・公表されていない。総務省報告書に掲げられている附属明細書のひな型によれば、損失補償等について、相手先別に記載することとなっており、附属明細書（債務負担行為明細表）についても、作成・公表されることが望ましい。</p>	<p>附属説明書を作成し、公表についてはどのような方法がよいのか検討します。</p>	<p>総務部</p>

5

貸借対照表
(平成22年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1 公共資産		1 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 地方債	1,044,826,423
①生活インフラ・国土保全	1,911,272,299	(2) 長期未払金	
②教育	233,568,016	①物件の購入等	822,180
③福祉	7,377,131	②債務保証又は損失補償	0
④環境衛生	13,559,189	③その他	0
⑤産業振興	414,889,186	長期未払金計	822,180
⑥警察・消防	58,432,919	(3) 退職手当引当金	190,560,508
⑦総務	83,670,747	(4) 損失補償等引当金	782,554
有形固定資産合計	2,722,769,485	固定負債合計	1,236,591,665
(2) 売却可能資産	951,244	2 流動負債	
公共資産合計	2,723,720,729	(1) 翌年度償還予定地方債	77,259,893
2 投資等		(2) 短期借入金(翌年度繰上充用金)	0
(1) 投資及び出資金		(3) 未払金	0
①投資及び出資金	129,327,033	(4) 翌年度支払予定退職手当	25,790,603
②投資損失引当金	△ 926,396	(5) 貸与引当金	12,544,916
投資及び出資金計	128,400,637	流動負債合計	115,695,512
(2) 買付金	37,077,986	負債合計	1,352,587,177
(3) 基金等			
①退職手当目的基金	0		
②その他特定目的基金	77,517,357		
③土地開発基金	13,288,612		
④その他定額運用基金	0		
⑤退職手当組合積立基金等計	90,805,969		
(4) 長期証券債権	10,099,366		
(6) 回収不能見込額	△ 7,117,360		
投資等合計	265,266,600		
3 流動資産			
(1) 現金預金			
①財政調整基金	13,192,465		
②減価基金	6,377		
③歳計現金	20,307,154		
現金預金計	33,505,998		
(2) 未収金			
①地方税	2,664,084		
②その他	446,317		
③回収不能見込額	△ 623,963		
未収金計	2,485,438		
流動資産合計	35,991,434		
資 産 合 計	3,024,978,763		
		【純資産の部】	
		1 公共資産等整備国庫補助金等	756,781,438
		2 公共資産等整備市町村負担金等	98,809,298
		3 公共資産等整備一般財源等	1,669,534,216
		4 その他一般財源等	△ 853,166,127
		5 資産評価差額	334,760
		純 資 産 合 計	1,672,391,586
		負債・純資産合計	3,024,978,783

※1 他団体及び民間への支出金により形成された資産

上の支出金に充当された財源

	合計額	うち市町村で 形成された資産
①生活インフラ・国土保全	562,236,260	26,183,440千円
②教育	16,803,271	4,307,242千円
③福祉	53,815,944	14,851,264千円
④環境衛生	20,740,722	12,802,641千円
⑤産業振興	236,036,952	131,709,106千円
⑥警察・消防	0	0千円
⑦総務	23,999,376	19,413,170千円
計	913,634,525	209,156,863千円
①国庫補助金等	131,389,908	千円
②市町村負担金等	12,156,468	千円
③地方債	323,020,313	千円
④一般財源等	447,067,836	千円
計	913,634,525	千円
①物件の購入等	55,847,101	千円
②債務保証又は損失補償	60,121,126	千円
(うち共同発行地方債に係るもの)	0	千円
③その他	53,490,162	千円

※3 地方債残高(翌年度償還予定額を含む)のうち712,030,779千円については、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれているものです。

※4 普通会計の将来負担に関する情報
(貸借対照表に計上したものを含む)

普通会計の将来負担額	1,452,576,995千円
【内訳】 普通会計地方債残高	1,123,951,988
債務負担行為支出予定額	42,382,708
公営事業地方債負担見込額	57,397,680
一部事務組合等地方債負担見込額	12,310,973
退職手当負担見込額	216,351,111
第三セクター等債務負担見込額	782,525
運転実質赤字額	0
一部事務組合等実質赤字負担額	0
基金等将来負担軽減資産	766,381,672
【内訳】 地方債償還額等充当基金残高	31,116,169
地方債償還額等充当繰入見込額	23,294,724
地方債償還額等充当交付税見込額	712,030,779
(差引)普通会計が将来負担すべき実質的な負債	686,195,323千円

※5 有形固定資産のうち、土地は540,981,536千円です。また、有形固定資産の減価償却累計額は1,707,872,571千円です。

5 職員公舎（東紀州世帯用）民活整備運営事業について

1 概要

民間賃貸住宅の供給量が少ない尾鷲地域及び熊野地域において、世帯用職員公舎が耐用年数を迎えていることから、厳しい財政状況や将来的な資産保有リスク、職員数の推移等の実態も踏まえ、建て替えを検討してきました。

その結果、従来のように県が建設し、自己保有して管理するのではなく、民間の資金とノウハウを活用することによって、低コストで品質のよい民間賃貸住宅を創出し、県が平成25年4月から20年間にわたって借り上げる手法により整備することとしました。

2 建替え手法

本事業は、選定された民間事業者が本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（SPC）を設立し、各地域別の特性に応じた事業方式により、民間事業者（SPC）自らが資金調達し、賃貸住宅の設計・建設、維持管理・運営の一切の業務を県に賃貸して得る収入で賄う、いわゆるPFI的事業手法を用いて一体的に実施します。

(1) 物件

①尾鷲地域 世帯用（尾鷲市宮ノ上町地内）

鉄筋コンクリート造3階建て 12戸

約65㎡/戸（物置、バルコニー別）、駐車場各1台

②熊野地域 世帯用（熊野市井戸町地内）

鉄筋コンクリート造3階建て 12戸

約65㎡/戸（物置、バルコニー別）、駐車場各1台

(2) 事業方式

①尾鷲地域

尾鷲市宮ノ上町地内にある旧職員公舎跡地（未利用地）を事業者に売却した上で、建設された民間所有物件を借ります。

※県有財産売払い収入 2,700,000円

②熊野地域

熊野市井戸町地内にある紀南寮敷地の余剰地を事業者の使用貸借し、建設された民間所有建物を借ります。

3 優先交渉権者

平成24年2月に公募型プロポーザル方式により事業者選定を行いました。
グループ名：FESグループ

構 成 員：(代表企業) 伊勢市村松町1364番地8

船谷建設株式会社

(構成企業) エクノフ株式会社

4 契約金額 (税込み)

項 目	契約金額	予定価格	公共仕様発注
20年間総額	4億3,062万9,696円	4億3,200万円	6億2,200万円
1か月当り家賃	74,762円	75,000円	107,986円

5 公告から決定までの経緯

平成23年11月8日に募集公告を行い、事業説明会に9業者が参加し、うち3グループから参加表明を受けました。

平成23年12月9日の一次(資格)審査で3グループ全てが通過しましたが、提案書締め切り日(平成24年1月20日)までに2グループから辞退届けの提出があったため、提案のあった1グループについて、平成24年2月3日に行われた二次(提案)審査において、応募要項及び審査基準に基づいて絶対評価で審査を行い、優先交渉権者を決定しました。

6 今後の予定

平成24年3月下旬 特別目的会社(SPC)と事業契約を締結
平成24年4月 着工
平成25年3月 竣工
平成25年4月 入居(賃貸借)開始
(旧職員公舎用地の用途廃止、転用又は売払い処分)
平成45年3月 事業期間終了

7 事業期間終了後の取扱い

尾鷲地域：土地、建物はSPC所有のため、引き続き民間賃貸マンションとして存続される場合は、通常の賃貸借契約で必要な戸数単位で借り上げることも可能です。

熊野地域：契約上、建物所有権を県に移転するため、引き続き存続させるか、老朽化する紀南寮と併せて処分するかを県はその時に判断します。

6 審議会等の審議状況について

(平成23年11月22日～平成24年2月14日)

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会		
2 開催年月日	平成23年11月24日	平成23年12月19日	平成24年1月16日
3 委員	会長 遠島 敏行 ほか3名	会長 遠島 敏行 ほか5名	会長 遠島 敏行 ほか3名
4 諮問事項	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人 諸戸財団 <p>移行認可申請に係る諮問 (答申1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 三重県警備業協会 	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 三重県障害者団体連合会 ・公益財団法人 三重県農林水産支援センター ・公益財団法人 三重県学校給食会 <p>移行認可申請に係る諮問 (答申2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 三重県病院協会 ・一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター 	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人 三重県水産振興事業団 ・公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。
6 備考			

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催年月日	平成24年1月25日	平成24年2月2日
3 委員	会長 遠島 敏行 ほか3名	会長 遠島 敏行 ほか4名
4 諮問事項	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人 松阪市勤労者サービスセンター ・公益社団法人 三重県人権教育研究協議会 <p>移行認可申請に係る諮問 (答申2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 四日市労働基準協会 ・一般社団法人 三重県指定自動車教習所協会 	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人 三重県救急医療情報センター <p>移行認可申請に係る諮問 (答申4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 三重中勢勤労者サービスセンター ・一般社団法人 三重県臨床検査技師会 ・一般社団法人 四日市理容師会 ・一般社団法人 三重県調理師連合会
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。
6 備考		

調停の申請について

1 建築JVからの調停申請

建築JV（株式会社ナカノフードー建設、丸亀産業株式会社、株式会社日本屋の3社）からは、三重県を相手方とし、隣接地変状のために一時中止した工事期間の経費や、隣接地への応急措置工事費等として1億2,427万8千円の支払いを求めて、建設業法による紛争処理（調停）の申請書が平成23年11月25日付けで、三重県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）あてに提出されています。

県としては、同申請に対して平成23年12月26日付けで、審査会に答弁書を提出したところです。

2 県からの調停申請

(1) 調停の要旨

三重県伊勢庁舎本館等建築工事の施工によって生じた隣接地の地盤変状の原因について、建築JVと見解の相違があり、隣接地の変状に対応するために県が追加実施した家屋その他の移転補償費、法面の改修工事費等や、また、隣接地変状に伴う工期延長による電気設備JVと機械設備JVの現場管理費の支払いを求めため、審査会に対して調停申請を行うものです。

(2) 調停の内容

三重県が建築JVに対して、損害賠償として、家屋移転補償等の費用3億6,060万5,804円及びこれに対する遅延損害金（年6分）の支払いを求めるものです。

（調停申請額の根拠）

I 隣接地変状による追加事業に対する調停申請額	
追加項目	調停申請額
家屋その他移転補償費等	2億 5,449万 704円
家屋解体費・法面改修工事等	6,649万 7,550円
地質調査業務費等	900万 1,650円
小計（I）	3億 2,998万 9,904円
II 隣接地変状に伴う工期延長による電気設備JVと機械設備JVの現場管理費に対する調停申請額	
工事種別	調停申請額
電気設備工事	1,352万 8,200円
機械設備工事	1,708万 7,700円
小計（II）	3,061万 5,900円
合計（I+II）	3億 6,060万 5,804円

3 今後の対応

今後、両当事者の出席のもと、調停審理が行われ、審査会から和解勧告・調停案の提案がなされますが、状況によっては仲裁となることも考えられます。